

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例に関する規程の一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>(手当の額)</p> <p>第 3 条 給与規程第 23 条に規定する理事長が別に定めるところにより計算した額は、次に掲げる額を基礎として、それぞれ給与規程第 20 条及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の時間外勤務手当に関する規程（以下「時間外勤務手当規程」という。）第 2 条、給与規程第 21 条第 2 項及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休日勤務手当に関する規程第 2 条又は給与規程第 22 条の規定により計算した額とする。</p> <p>(1) 初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当、給与改善調整手当、診療業務調整手当、専門資格手当、<u>夜間専従勤務手当及び足柄上病院に係る医師確保手当</u>の支給を受ける職員については、初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当、給与改善調整手当、診療業務調整手当、専門資格手当、夜間専従勤務手当及び足柄上病院に係る医師確保手当の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する</u></p>	<p>(手当の額)</p> <p>第 3 条 給与規程第 23 条に規定する理事長が別に定めるところにより計算した額は、次に掲げる額を基礎として、それぞれ給与規程第 20 条及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の時間外勤務手当に関する規程（以下「時間外勤務手当規程」という。）第 2 条、給与規程第 21 条第 2 項及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の休日勤務手当に関する規程第 2 条又は給与規程第 22 条の規定により計算した額とする。</p> <p>(1) 初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当、給与改善調整手当、診療業務調整手当、専門資格手当<u>及び</u>夜間専従勤務手当の支給を受ける職員については、初任給調整手当、特別調整手当、専門看護手当、給与改善調整手当、診療業務調整手当、専門資格手当及び夜間専従勤務手当の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額</p> <p>(2) (略)</p>	<p>・足柄上病院に係る医師確保手当創設に係る改正</p>